

衆議院 安全保障委員會議録 第二号

平成二十五年十月三十一日(木曜日)

午後四時二十一分開議

出席委員

委員長 江渡 聡徳君

理事 今津 寛君

理事 蘭浦健太郎君

理事 武藤 容治君

理事 中丸 啓君

理事 岩屋 毅君

勝沼 栄明君

木原 稔君

田畑 裕明君

中谷 真一君

浜田 靖一君

若宮 健嗣君

渡辺 周君

宮沢 隆仁君

杉本かずみ君

赤嶺 政賢君

照屋 寛徳君

左藤 章君

中山 泰秀君

長島 昭久君

遠山 清彦君

大野敬太郎君

門山 宏哲君

笹川 博義君

東郷 哲也君

野中 厚君

武藤 貴也君

中川 正春君

今村 洋史君

伊佐 進一君

畠中 光成君

玉城デニー君

政府参考人  
(外務省大臣官房参事官)

政府参考人  
(防衛省大臣官房審議官)

政府参考人  
(防衛省防衛政策局長)

政府参考人  
(防衛省運用企画局長)

政府参考人  
(防衛省地方協力局長)

政府参考人  
(防衛省地方協力局長)

政府参考人  
(防衛省地方協力局長)

政府参考人  
(防衛省地方協力局長)

政府参考人  
(防衛省地方協力局長)

政府参考人  
(防衛省地方協力局長)

政府参考人  
(防衛省地方協力局長)

政府参考人  
(防衛省地方協力局長)

政府参考人  
(防衛省地方協力局長)

政府参考人  
(防衛省地方協力局長)

政府参考人  
(防衛省地方協力局長)

政府参考人  
(防衛省地方協力局長)

政府参考人  
(防衛省地方協力局長)

政府参考人  
(防衛省地方協力局長)

政府参考人  
(防衛省地方協力局長)

政府参考人  
(防衛省地方協力局長)

委員の異動

十月三十一日

辞任

中谷 真一君

畠中 光成君

田畑 裕明君

杉本かずみ君

補欠選任

田畑 裕明君

中谷 真一君

畠中 光成君

田畑 裕明君

杉本かずみ君

補欠選任

田畑 裕明君

中谷 真一君

畠中 光成君

田畑 裕明君

杉本かずみ君

本日(の)會議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、  
第百八十三回国会閣法第六三三号)

○江渡委員長 これより會議を開きます。

第百八十三回国会、内閣提出、自衛隊法の一部  
を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案につきましては、去る第百八十三回国会に  
おきまして既に趣旨の説明を聴取いたしております。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

自衛隊法の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

○江渡委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣  
官房内閣審議官北崎秀一君、外務省大臣官房審議  
官秋葉剛男君、外務省大臣官房審議官新美潤君、  
外務省大臣官房参事官山田滝雄君、防衛省大臣官  
房審議官吉田正一君、防衛省防衛政策局長徳地秀  
士君、防衛省運用企画局長中島明彦君及び防衛省  
地方協力局長山内正和君の出席を求め、説明を聴  
取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○長島(昭)委員 ぜひ、こぞというときには果敢に、法律の専門家として、法制局長官として意見具申をしていただきたい、このように思っています。

それでは、自衛隊法の改正案の質疑に入りたいと思います。

私は、この武器使用権限をめぐることは、本会議でも、あるいはこの委員会でも予算委員会でも外務委員会でも、ありとあらゆる場所でも、もう何回やったか覚えておりませんけれども、させていだきました。防衛大臣にも何回か質問させていだきました。余り暗い顔をなさらないでいただきたいと思いますが。

きょう皆さんにお配りをしたこの三角形の構造の図も、皆さんももう見飽きたのではないかと思います。きょうもまたこれを使って少し質疑をさせていただきます。

まず、おさらいをしておきたいと思いますが、この三角形の意味するところであり、国に準ずる組織か否か判別できない武装集団が保護対象の邦人を襲撃しようとしている場合、つまり邦人がまだその加害者側の集団の支配下にも入っていない、助けに行き、輸送しようとして近づいていく自衛隊の保護下にも入っていない、そういう三角形の構造にあつた場合に、自衛隊は、邦人をみずからの保護下に入れるために必要な、つまり加害者側からの攻撃を阻止するために必要な最小限の武器使用を行うことができない、こういう法案のたてつけになっている。これは、予算委員会で安倍総理自身が認められた欠陥、じくじたるものがある、こういうことまでおっしゃっておられました。

確認ですけれども、これは、今申し上げたように、治安維持活動に抵抗する部隊に対する抵抗抑止のための武器使用とは違いますね。つまり、任務遂行型の武器使用とは違う、あるいは人質を奪還するために武器使用とも異なっている概念だというふうに私は思っております。自衛隊に人質の奪還とかあるいは平和の執行のための武器使

用の任務を付与せよと私はこれまで言ってきたことは一度もないわけでありまして、防衛大臣、その点はここで共有をしていただけないでしょうか。

○小野寺国務大臣 これは安倍総理も、「現在、安保法制態において、今のよう事態に對して、どこまで本心に憲法が禁止しているのか」ということも含めて議論をしてみたいです。」と答弁をされております。私も議員の問題意識は同じく共有をさせていただいております。

○長島(昭)委員 私が一番こだわっているのは、日本人が仮に目の前で襲われているという状況にあつても、これは警職法七条で認められている行為であります。他人に対する正当防衛が成立し得るような状況であつても自衛官だけが手が出せない、こういう状況で本心にいいのか、これが私の問題意識であります。

それでは、二枚目の資料をごらんいただきたいと思ひます。

これも私が以前御紹介をさせていただきました、梶田法制局長官の答弁です。これはどういふ答弁だったかという、ちよつと読み上げますけれども、平成二十三年の十月二十七日、参議院の外防委員会、「我が国の公務員がいわゆる自衛権発動の三要件が満たされる場合以外において武器の使用をすること、これが全て憲法第九条が禁ずる武力の行使に該当するかどうか」と、そういうわけではございませんで、武器使用の相手方が先ほど言いました国又は国に準ずる組織であつた場合でありまして、憲法上の問題が生じないという武器使用の類型がある、それは自己保存と武器等防護だ、こう言っているわけです。

何が言いたいかというと、国または国に準ずる組織かどうかということが武器使用を認めるか認めないかの、絶対とは言いませんが唯一のメルクマールだ、こう言っているわけです。それで、これをこのマトリックスにまとめさせていただきます。

この三角形の構造の中で、相手が国または国に準ずる組織でないことが明らかになった場合、これは武器の使用を認められる。これはマルですね。しかし、そうでない場合、つまり相手が誰だかわからない。相手の主義主張などが事前にわかるはずがないので大体はこういうケースなんですけれども、そういう場合には憲法九条に抵触するおそれがあるということでバツだと。これが梶田法制局長官の答弁の骨子であります。

一方、次の段を見てください。これは、私が平成二十年十月の質問主意書でも確認し、さきの通常国会でも海上保安庁長官から補足的な御答弁をいただいております。

最初の三角形の図に戻っていただきたいんです。が、仮に公海上を航行する日本関係船舶に對して、これは保護対象、日の丸のところですね、無国籍船舶から襲撃が加えられたとして、まさに付近に海上保安庁の巡視船が居合わせたとして。その場合、無国籍船舶と日本関係船舶として巡視船が三角形をなす位置関係にあるわけです。この構造のもとで、海上保安官は襲撃から日本人を守るために無国籍船舶に向けて武器使用ができる、こういう御答弁でありました。

しかも、海上保安庁長官の御答弁はこのようなものです。「海上保安庁では、もちろん、国籍不明の不審船が日本船舶を襲撃した場合、これにつきましては、この合理的な範囲において武器の使用はできます。そして、その際はどうするかというのは、襲撃されたという外形的事象に基づきまして判断をして行うことでございます。」「外形的事象があれば武器使用を認める、こういうことを言っているわけです。

マトリックスに戻ってください。二段目。国または国に準ずる組織でないことが明らか場合は、先ほどの梶田答弁と同じ、公務員ですから、当然これはマルです。しかも、国または国に準ずる組織であるかどうかかわからない不審船とか、あるいは無国籍船であるとか、こういう場合でも、事前に相手がそうであるかどうか

かということ調べるわけではなくて、外形的事象に基づいて武器の使用が認められるということですから、これはマルなんです。さて、ここで、ぜひ小松長官に御見識を伺いたいと思ひています。

三段目。自衛隊は、今のところ、国または国に準ずる組織でないことが明らかであれば武器使用が認められる、こういうことになっています。これはマルです。

しかし、この法案で私が再三議論をしてまいりましたように、国または国に準ずる組織であるかどうか不明な場合には、憲法違反のおそれがある。つまり国際紛争を解決する手段としての武力の行使に当たる可能性があるということ、これは限りなくバツに近いクエスチョンマークに実はなっているんです。

このクエスチョンマークがマルかバツかということ、今ここで小松長官にお伺いしようと思ひていません。それはなぜかという、内閣はまだ判断していないからです。内閣がどういふ判断をされるかというところを見届けて、冒頭に私は確認をさせていただきましたけれども、小松法制局長官の立場から意見具申をしていただきたいと思ひます。

ここで伺いたいのはその話ではなくて、この一段目のマルとバツ、二段目のマルとマル、これをどう法制局長官としてごらんになるかということでありまして。

梶田答弁は、国に準ずる組織かどうかかわからない場合には武器の使用を認めない、これは公務員一般に對して認めない、こういうことを言っている。海上保安官も入るだろう、自衛官ももちろん入る、警察官も入る。「我が国の公務員が」と言っているんですね。

ところが、二段目を見ていただいたらわかるように、私の質問主意書でも確認をさせていただいた、海上保安庁長官にも先ほど御紹介したように御答弁いただいたとおりでありまして、外形的事象によつて、襲撃の事実があれば武器使用は認め

られる。

しかも、私は、これは当時の外務省の国際法局長に、ある委員会で質問させていただきましてけれども、平成十三年に、不審船、工作船と追いかけてつこうして最終的には沈没させた、そういう事例がありました。あのときは武器使用をしていました。しかし、あのときは、国または国に準ずる組織かどうかということを確認しないまま、不審船ですからもろく確認なんかできませんよ。それで武器を使用して、その結果沈没して、引き揚げてみたら北朝鮮の工作船だった。まさに国だったわけですね。国または国に準ずる者どころか、国そのものだった。しかし、それがさかのぼって違法になることはない、こういう御答弁もいただいております。

そこで、長官に改めて御質問申し上げたいんですが、この一段目の内閣法制局の判断つまり内閣の判断と、二段目の海上保安庁のこれまでやってきた法解釈も内閣、政府の判断でありますけれども、この二つの、一段目と二段目のバツとマルの矛盾というのはどう考えたらいいのでしょうか。論理的にこれが矛盾していると考えることができるとかどうか。この点はいかがでしょうか。

○小松政府特別補佐人 御質問ありがとうございます。お答え申し上げます。

私は本年八月に現職に発令されたばかりでございますが、委員が本年の常会において、予算委員会や外務委員会等で本件について質疑を行われた議事録を精読いたしまして、委員の問題意識はよく理解しているつもりでございます。

まず申し上げる必要があると思いますのは、小野寺大臣も御答弁になりましたけれども、安倍総理御自身が、私の現職発令後今日まで、内閣の憲法解釈に関連して、基本的に次のような趣旨を述べておられると私どもとして理解しているところでございます。

現時点で、憲法第九条に関する政府の解釈は従来どおりである。他方、現在、積極的平和主義の観点から、安全保障の法的基盤の再構築に関する

懇談会において、安全保障の法的基盤の再構築の必要性につき、憲法との関係を含めて検討が行われているところであり、政府としては、懇談会における議論を踏まえて対応を改めて検討していく。私どももいたしましては、以上が現在の内閣の立場であると考えているところでございます。したがって、御提示になりました陸上と海上についての憲法上の解釈というところでございまして、そこは、今、私の立場として、以上を踏まえまして、従来の法制局長官が述べたとおりでございます。こうお答えせざるを得ないわけでございます。

○長島(昭)委員 つまり、梶田法制局長官の答弁が正しくて、この二段目の、海上における邦人保護に係る海上保安庁の解釈あるいはそれに基づく行動、これは、法制局のこれまでの解釈と違うということになるんですか。

同じ政府の中で行われていることで、明らかにこの一段目と二段目というのは違うと思うんですけれども、そのそこについてはどう理解したらよろしいでしょうか。

○小松政府特別補佐人 お答え申し上げます。

現時点における政府の憲法解釈については申し上げたとおりでございますので、繰り返しません。

そこで、あえて、御指摘のございました海上における事案につきまして、若干のことを申し上げます。ことができるとしたら、御指摘のございました質問主意書に対するお答えでございますけれども、こういうふうに出ております。

お尋ねの事例が定かでない、一概に述べることが困難であるが、例えば、お尋ねの国籍不明の不審船が、国籍を有していない船舶である場合、海上保安官が、海上において我が国の法令上の犯罪を取り締まるため、海上保安庁法に基づき武器を使用することは、国際法上問題になることはない。また、このような武器の使用は、憲法第九条が禁ずる武力の行使に当たらない。こういうことを言っているわけでございます。

また、不審船を取り締まって、銃撃戦の末、沈没させたという件でございますけれども、これについても、私の先輩でございます宮崎法制局長官の答弁がございまして、この答弁は、武器使用を行う時点で、対象となる不審船というのが漁船の姿を装った偽装をして、我が国の管轄権の及ぶ水域、排他的経済水域でございますが、ここで我が国の法令に違反する行為をしているという外観があつて、相手方の船舶に対して我が国の管轄権を及ぼすことができることが明らかである。そういう合理的に認定される場合であるので、武器使用を行ったとしても、当該船舶が国に準ずる組織に属するものであることが事後的に判明したとしても、当該武器使用がさかのぼって憲法第九条の禁ずる武力の行使であつたと判断されることはないということを言っていると思います。

○長島(昭)委員 長官、長官がおっしゃったことは、国籍不明船であるから武器の使用ができる、すなわち、それが国または国に準ずる者かどうかはわからなくても、国籍不明船だったらいということですか。武器は使用できるということですか。逆に言うと、国籍不明船だったなら、国に準ずる者である可能性は排除されるということなんですか。

○小松政府特別補佐人 小野寺大臣からも御答弁がございましたように、安倍総理が常会の予算委員会でも御答弁になっておりましたように、委員の

有しておられるような問題意識について、ここは、どこまでが憲法に違反するものであるのかというところを安保法制懇で十分議論をしてみよう、それに基づいて政府として改めて検討する、こう言っているわけでございます。

その上で、今の御質問、前者のケースでございますけれども、質問主意書の方でございますが、時間がございませぬので余り長々と申し上げますが、委員も御案内のとおり、公海上で旗国主義の原則がございまして、船舶国以外はある船舶に管轄権を及ぼしてはならない。ただ、その例外がございまして、海賊でございますとか、麻薬取引

でございますとか、それから国籍のない、無国籍船であるということが明らか場合には、いずれの国の公船、軍艦も管轄権を行使することができると言っております。質問主意書に対するお答えはそういうことを言っているのではないかとこのことを申し上げた次第でございます。

○長島(昭)委員 無国籍船というと、国籍がわからない、国籍不明船ですよ、さっきの私の答弁書は、これは同じ概念ですか。国籍が不明ということは国籍がわからないということですから、場合によっては国籍があるかもしれない。もつと言え、国に準ずる者が乗っているかもしれない。可能性はあるわけでしょう。無国籍船とか海賊とかというのは別の概念じゃないんですか。ちよつとそこだけ、一言。

○小松政府特別補佐人 申しわけございません。国籍を持つていないということ、外観上明らかでないということ、一応別のことではないかと思ひます。

○長島(昭)委員 そういふことだと思ひます。ですから、それは陸だろが海だろが同じことであつて、相手の、襲撃している主体の国籍がわからない、国なのか国に準ずる者なのかわからない、こういう状態では、手も出せない、足も出せない、こういうことなんですよ、今の法解釈は。

ですから、ここはやはり、安保法制懇でしっかりとやっていただいて、安保法制懇の報告を待つだけじゃなくて、最後は政治家の決断ですから、これは、小野寺大臣、僕は問題意識をずっと共有していただいていいますので、ぜひ法制局長官も、意見事務というのがあるそうですから、しっかりと内閣に対して、内閣総理大臣に対して意見具申をしていただきたいし、防衛大臣も、自衛隊を出される責任者なんです、そこはきちつと現場が混乱しないようにしていただきたい、そのことを申し上げて、質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○江渡委員長 次に、宮沢隆仁君。

○宮沢(隆)委員 日本維新の会 宮沢隆仁であります。

私は、もともと脳外科医なんですが、実は、防衛医科大学校病院というところに十六年間いました。非常にこの委員会には親しみを感じておりますので、よろしく願いいたします。

最初は、ちよつと基礎的な質問になると思うんですが、

在外邦人の危機管理に際して、外務省が中心になると思うんですが、在外公館が機能しなければ動かない。ある外交官に聞いたところでは、外務省職員はいわゆる駐在武官がいなくて、結構丸腰で頑張っているというふうなお話を聞いたことがあるんですね。その辺の事情と、あと、危険度に応じて外務省職員がどのような行動規範のつとめて動いておられるのかというのをちよつとお聞きしたいと思ひます。よろしく願ひします。

○山田政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、邦人保護業務におきましては、外務省の在外公館の職員その他関係職員が二次災害または二次被害の危険性がある危険な場所には赴かなくてはならない、そういうケースは多々ございます。

そういうことも想定しまして、私どもとしては、特に危険な地域におきましては、例えば防弾車、防弾チョッキ、無線機等の配備を行う、警備体制を強化する、また、在外職員の対応の確かなものとなるように、内外の専門家の御協力を得まして、危機管理要員研修というのを例えばイギリスの高名な危機管理会社などの協力を得まして実施する、そういうことをやっております。そういうことで、在外邦人保護の実効性を最大限上げるとともに、我々の要員の安全確保にも意を用いてまいっている次第でございます。

ただ、危機は多様でございますして、統一的な対応方針というのをあらかじめ全ての危機について設けるということは、その性格上なかなか難しい。

い。私どもがやっておりますのは、いろいろな危機がある、それに対して対応できるような能力、体制を強化するために、日ごろ、人的にも物的にも体制を強化している、そういうことでございます。

○宮沢(隆)委員 どうもありがとうございます。外務省の職員の方も非常に苦労されているというので、ぜひ頑張ってくださいと思ひます。

それで、今回の法案はアルジェリアの事件を契機に出されたということなんですが、もうちよつと昔にさかのぼって、イラン・イラク戦争時の事件のことをちよつと思ひ出していただきたいんです。

一九八五年、イラン・イラク戦争時、イラクは日時を決めて、それ以降上空を飛行する航空機は警告なく撃墜すると宣言しました。テヘランに残された邦人二百十六人の一日も早い離脱が必要であつた。日本政府は、民間航空会社に臨時便の要請をしたが、危険であるという理由による組合の反対により実現しなかつた。日本人仲介者の努力により、トルコ政府の承認のもと、トルコ航空が特別機を出して救出してくれた。

私は、改めてこの事件を思い出しまして、やはりトルコに感謝すると同時に、日本の対応はどうだったかなという疑問もちよつと持ったんですが、いざいざにしても、外国で起こることです。で、ほかの国との協調関係というのは非常に大事だと思ひます。そうすると、ふだんからの各国との信頼と情報を得る努力というのが非常に重要だと思ひます。その辺の事前の対策はどのようにやられているかというのを教えてください。

○山田政府参考人 お答え申し上げます。

確かに、邦人保護につきまして、イラン・イラク戦争のときは、まだ自衛隊の本体業務として邦人輸送が規定されていたわけでもございせん。そのころまでさかのぼって考えますと、実は、第

三国にお願いして邦人の保護をしていただいたケース、または民間のチャーター機、これも、日本以外の航空会社をチャーターしたケース、または陸路もございまして、陸上の輸送をチャーターで行ったケース、多々ございます。

そういうことで、まず第一義的には相手国政府、これは外交当局だけではなくて治安機関、情報機関、軍との関係、それから第三国との関係、また外国の民間の関係する航空会社との関係、これを緊密に、信頼関係をふだんから不断に築いてまいり努力が必要だというふうに考えております。

○宮沢(隆)委員 どうもありがとうございます。

ちよつと具体的なお話になるんですが、アメリカとかヨーロッパのいわゆる先進国とは比較的にムズカしい関係を保つていけると思うんですが、アフリカとか南米とかという地域との国同士のやりとりという意味ではちよつと特殊かなと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○山田政府参考人 御指摘のとおり、やはり先進国と比べると、アフリカにおけるいろいろなインフラストラクチャー、また関係機関のいろいろなキャパシティ、いろいろな面で問題がございます。大使館員はそういう中で全力は尽くしておりますが、確かにハンディキャップがございます。

ただ、私どもは、最近、アフリカの公館をふやすという方針で、政治的な御支援をいただきつつ努力してまいっておりますし、今後もしそういう能力をさらに高めてまいりたいというふうに考えております。

○宮沢(隆)委員 わかりました。

特にアフリカを念頭に置いた場合に、駐在武官というのはそうたくさんはいないとお聞きしたんですが、駐在武官がいる場合とない場合でどのような対応の違いがあるのかということ、駐在武官がいることによって、機能面でどのような違いがあるのかというのをちよつとお答えいただけますか。

きたいと思ひます。

○新美政府参考人 お答え申し上げます。

まず、委員御指摘のいわゆる駐在武官でございますけれども、現在、我が国の在外公館、いわゆる大使館、総領事館等三十八の在外公館、これは兼轄といまして、一つの公館で複数の国を見ているところもございまして、そうすると、五十九館に計四十九名の防衛駐在官が置かれております。

ちなみに、御指摘のありましたアフリカにつきましては、今、エジプトとスーダンに置かれております。

そして、私自身も実はアフリカ勤務経験がございますけれども、やはり、防衛駐在官がいるというところになると、特に、相手の国の国防関係者、制服同士のカウンターパートのつき合いというのが非常に大事でございます。そういう意味で、防衛駐在官がより多くの在外公館に配置されれば、特に相手の国の軍隊あるいは軍の関係者との関係で、一層緊密な関係を構築できると考えております。

ただ、今申し上げたとおり、もちろんまだ、全ての大使館、公館に防衛駐在官を配置することは財政上も含めいろいろな事情があつて困難なわけでございます。そういうときは、制服ではないわけですが、我々在外公館の館員がその任国の国防当局や治安当局との間で可能な限り連携して、情報の入手等を図ろうと努力しているところでございます。

○宮沢(隆)委員 駐在武官は非常に重要だろうと思ひますが、駐在武官のあり方を機能的に変えていくとか、あるいは数をもつとふやしていくという意思はもちろんありということではよろしいんですか。

○新美政府参考人 お答え申し上げます。

防衛駐在官の派遣先公館の拡大につきましては、在アルジェリア邦人に対するテロ事件への対応に関する検証も踏まえつつ、国際情勢の変化に対応するため、派遣元である防衛省とも連携して

検討を行っております。

これを受けまして、現在、特に、委員からも御指摘のありましたアフリカ主要国、あるいはアフリカと密接な関係にある国への防衛駐在官の派遣に關しまして、防衛省から増員要求を行っているものと承知しております。

○小野寺国務大臣 今、外務省から報告がありましたが、今回、アフリカ地域におきましては、アルジェリア、エチオピア、ケニア、ジブチ、ナイジェリア、南アフリカ及びモロッコの七カ国への新たな派遣に關しての増員要求を行っております。

特に、今回のアルジェリア事案におきまして、政府専用機がアルジェに着陸する場合において、空港のさまざまな装備、施設等の情報収集はフランスにおりました駐在武官を含めヨーロッパの駐在武官が当たり、そして専門的な知識を持つて、ここは政府専用機が無事に着陸できるという判断をさせていただきます。

今後ともこのような役割もあると思っております。

○宮沢(隆)委員 大臣答弁、ありがとうございます。私も、この駐在武官はやはりもつとふやしてもいいと思っております。

次に、ここで法案の中身にちよつと入っていきたいと思っております。

輸送案件の要件に、「外務大臣と協議し、当該輸送を安全に実施することができると認めるときは」という文章があるんですが、この安全という言葉の定義と、あるいは安全と認定する上での判断基準は何であるのかというのを答え願いたいと思います。よろしく願います。

○武田副大臣 我々の日常生活においても一〇〇%安全を担保することは難しい、これが大前提になるわけです。

御質問にお答えしますが、正常な運航というのが可能な状況、これを安全と我々は位置づけております。外務大臣そして防衛大臣が協議の上これを決定するわけでありまけれども、その判断

基準に対する御質問であります。

やはり、施設利用、輸送経路、港湾、そしてまた滑走路、管制も含めて、いろいろな要件があると思うんですが、そうした安全というものがしつかりと確保されているかどうかということ、をまず見なければなりません。そして、航空機等が危険にさらされないかどうかということも判断材料の一角を占めると思っております。

基本的には、この隊法改正というのは実質的な要件というものを要するものではないし、また、慎重に総合的に両大臣が判断して命令を下すという形になろうかと思っております。

○宮沢(隆)委員 わかりました。ちなみに、最終的に安全であることを認定するのはどなたになるんでしょうか。

○小野寺国務大臣 これは外務省、防衛省が協議してやることになると思いますが、今回の邦人輸送につきましては、基本的に外務大臣の要請があり、そして防衛省として政府専用機を含めた航空機を出すということになりますので、やはり外務省、防衛省、両方の協議が大事だと思っております。

○宮沢(隆)委員 わかりました。それで、具体的事例、ちよつと想像なんですが、シミュレーションをしてみたいと思うんですが、車で邦人を輸送中に、前方あるいは斜め前方あたりから明らかに自分たちの車を狙っている集団、ライフルを向けているとか、そういう状況下では武器を使用してよろしいと解釈していいのでしょうか。

○中島政府参考人 先生がおっしゃっている状況はいろいろなシチュエーションがあるかと思いますが、自分管理下に置きます隊員ないしは保護すべき方々の身の安全のために必要であれば、武器を使えるということになります。

○宮沢(隆)委員 武器使用の判断については、長島先生もおっしゃっていたように難しいところがあるとは思いますが、少なくとも今のお話で安

心はいたしました。

最後に、これも武器使用が絡んでくるとは思うんですが、過去に、先ほどのように、外国の軍隊によって在外邦人を救出してもらった事例があります。そのようなことがある中で、有事の交戦規則を定めて、国際法に従って危険地域の自国民を救出するのが理想ではないかなと私は考えるんですが、現時点で、邦人輸送ではなくて邦人救出へのスタンスをどのようにお考えになつていらっしゃるのかについて、外務省、防衛省、双方からお聞きしたいと思っております。

○小野寺国務大臣 まず私からですが、外国で拉致、拘束されている邦人を実力をもつて救出する目的で自衛隊を活用するための法的根拠というのは自衛隊法には置かれておりません。また、今回の法改正によつても、自衛隊がそのような救出をできるようにするわけではありません。

一般論として、外国において拉致、拘束された邦人の救出、奪還といった任務を自衛隊に付与することについては、国際法や憲法との関係など各種課題があると考えております。

○石原大臣政務官 宮沢委員にお答えいたします。

在外邦人の保護は政府の重要な責務であり、その体制につき不斷に検証を行うとともに、よりよい方法について検討を行うことは重要であります。

御指摘のように、外国の領域における我が国の国民の救出については、今現在、安全保障の法的基盤の再構築に關する懇談会において幅広い分野で議論が行われているところから、政府としては、まずこの懇談会における議論をもつて、適宜判断をしまいたいというふうに考えています。

○宮沢(隆)委員 非常に難しい問題だとは思いますが、私は、もう少し武器使用等についても、少しずつ考察しながら広げていってもいいのではないかと思います。

私がこの法案についてちよつと勉強しましたと

ころ、自民党が野党時代に小野寺大臣が大分かわつていたということをお聞きしまして、いずれにしても、その点について敬意を表しますし、もう少し武器使用の点について議論を進めていただければと思います。

どうもありがとうございます。

○江渡委員長 次に、杉本かずみ君。

○杉本委員 みんなの党の杉本かずみであります。

安全保障委員会です。冒頭、東日本大震災で大変な活動をしていただいた自衛隊の皆様、特に、みちのくALERT二〇〇八というような形でちよつと準備をしてくださったというところ、そしてまた直近の大島の台風における救命、捜索活動を活発に、本当に昼夜を分かたずしていただいて、そういった日夜の活動に対して敬意と感謝を心から申し上げます。

私ごとですが、私の親族も自衛隊に籍を置かせていただいておりますので、親しみを込めて、またエールを送る意味でも、細かい大切な点を質問させていただきます。

まず、今回の件はアルジェリアの事件を奇貨としてということ、また、小野寺大臣が大変御尽力くださったと今も伺いましたけれども、今回のアルジェリアを除いて、地球は広いんですが、想定している地域というのが具体的にどの地域か、あるいはあらゆるところなのか、ちよつと改めて確認させていただきます。

○若宮大臣政務官 お答え申し上げます。

杉本委員におかれましては、御親族が自衛隊にいらつしやるとのこと、ますます力強い御支援を賜ればと思っております。

御質問の件でございますが、現行の自衛隊法八十四条の三では、外国におけます災害、騒乱その他の緊急事態に際しましては邦人等の輸送を行うことができることとされております。輸送を行う地域が特定されているものではございません。

また、事態の態様はテロ事件等に限定されるものでもございません。

以上でございます。

○杉本委員 ありがとうございます。

災害等も含めて、あらゆる可能性を考えておく必要があるということで確認をさせていただきました。

それで、常会でも参考人質疑等を含めて質疑が活発に行われ、その質疑を読ませていただきましたけれども、派遣したい先の国の同意といったものが前提になっております。しかし、派遣したい先の国というのは当然主権国家であるわけであり

ます。この同意を得るに当たって、具体的にどういう形で確認するのか。例えば書面なのか、あるいは、公電を日本側が受けたところで初めて確認するのか。こういった具体的な確認手続、並びに、相手の国のどういったレベルの方から同意を取りつけることを想定しておられるのか、確認させていただきます。お願いします。

○山田政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、一般に、自衛隊を他国の領域に派遣する際には派遣先の国の同意を得る必要がある、これが私どもの立場でございます。

同意の取りつけの方法でございますけれども、基本的には外交チャネルを通じて同意の取りつけを行ってきておりまして、一般的な形式としては、いわゆる口上書、外務省と在外公館との間でやりとりする文書でございますけれども、外交的な公文書のやりとりによつて行われることが多いというふうに考えております。

ただし、事態によつては、非常に緊急性が高いとか、そういったいろいろな状況がございます。したがって、形式については、国際法上こうでなくてはならないという固まったルールがあるわけではございませんので、私どもとしては、相手国と十分相談の上、最もふさわしい形式によつて同意の取りつけを行つてまいりたい、このように考えております。

○杉本委員 ありがとうございます。

次に、冒頭、若宮大臣政務官からお話がありましたけれども、災害等を含めて、あらゆる地域というものを考えなければならぬですが、どうしても直近のアルジェリアの事案があったので砂漠とかそういう地域を想定しがちなんですけれども、地球を広く考えると、例えばジャングルの奥地とか、あるいは天候不順が続くような気象条件とか、そういったところも想定しておかなければならないと思いますし、日ごろ舗装道路を走りなれた我々がいきなり北方領土に入つてみると、舗装道路は全くなくて、ジープのようなものに乗つても、体が揺れる感じというのが非常に残るんです。

そういったところにお邪魔して、色丹島のイナモシリ海岸というところに行つたことがありますが、そちらに連れて行つていただくと当たつて、自然の川を車で渡るといふ。そこはまたまた浅かつたんですけれども、本当に深い川といふ場所か、ある程度車で踏破できるような川を考えた場合に、例えば橋がない、あるいはジャングルの奥地だ、こういったところを想定すると、いろいろ質疑を聞いている限りは、高機動車、軽装甲機動車、九六式の装甲車等を想定しているやに伺つております。

例えば、水深がちよつと深目のところを踏破して、救出というのか、現地に行かなければいけないというようなときを想定した場合に、現行の装備で十分足り得るのか。装備を借りるというふうな議論もありますし、認められていると思いますけれども、そういった意味で、現行の装備で十分かどうか、今後充実していく意向があるかどうか、教えてください。

○中島政府参考人 お答え申し上げます。

車両による在外邦人等の輸送に当たりましては、今先生御指摘いただいたような車両を使用することを想定しているところでございます。

これらの車両につきましては、一定の登坂能力、それから今御指摘ございました川を渡る渡渉能力を有しております。運用といたしましては、輸送機等によりまして近傍の飛行場などまで展開する、それとあわせて運用することによりまして、さまざまな状況に対応できるというふうに考えております。

なお、今後の法改正を踏まえまして在外邦人等の輸送の活動能力をさらに強化するということのために、今御指摘のあつた輸送、それから情報収集、通信など、必要な対応能力の向上について不断に検討していく所存でございます。

○杉本委員

またちよつと関連する質問になります。想定は、意外と距離が短いとか、今回のアルジェリアでも五十キロ、それでも遠いということだつたと思うんです。もつと山岳地帯で、もつともつと長距離というふうな厳しい自然条件の場合には、ひよつとすると、今議論させていただいた装備の車では燃料に不足が出るのか、あるいは食料等いわゆる兵たんと言われるものが補給を必要とするようなことがあつたりするのではないかと、あるいは野営をしなければならぬのではないかと、こういったことも想定しておく必要があると思

いますけれども、その点についていかがなのかというところ。それと、輸送という議論をしておりますけれども、その輸送の議論の中の定義上、輸送対象者を一旦待機させるというふうな、現地に行つてそのまま、なかなか運送ができていない場合に、待機という状況を考えていきいけないと思います。

この待機をしている状況下で、これは自己保存型の武器使用ということについてですけれども、この自己保存型の武器使用を認めることができるかというところを確認させていただきたいと思

います。それと、輸送という議論をしておりますけれども、その輸送の議論の中の定義上、輸送対象者を一旦待機させるというふうな、現地に行つてそのまま、なかなか運送ができていない場合に、待機という状況を考えていきいけないと思います。

この待機をしている状況下で、これは自己保存型の武器使用ということについてですけれども、この自己保存型の武器使用を認めることができるかというところを確認させていただきたいと思

○中島政府参考人 お答えいたします。

車両による陸上輸送ですが、先ほど申し上げましたように、輸送の安全の確保、効率性の観点から、集合場所に可能な限り近い場所に飛行場等の輸送拠点といったものを確保した上で輸送を実施

することにならうかと考えております。

この場合、自衛隊の保有する車両の走行可能距離につきまして申し上げれば、例えば、高機動車では五百六十キロメートル以上でございます。これで、輸送機などによる近傍の飛行場などまでの展開とあわせて運用することにより、かなりの状況に対応できるのではないかとというふうに考えております。

それから、給油の御指摘をいただきました。こういうふうな運用をすることによりまして、給油を伴わないような形であつても、可能な限り短い時間で陸上輸送が実施できる状況確保するよう努めることとなります。ただ、状況に応じてまた、自衛隊の車両に搭載した燃料により途中で給油を行うといった対応をすることが考えられると思

います。二点目でございますけれども、待機場所での待機の際に武器が使えるかということで御質問をいただきました。待機につきましては、主として、輸送対象者が空港や港湾などまで移動する車両に乗車するため集合する在外公館、日本学校などの一時集合場所を想定しているものでございます。

一例を申し上げますれば、一時集合場所と空港や港湾などの間を複数回に分けて車両による輸送を実施するというのが考えられようかと思

います。そのときの武器使用ですけれども、一時集合場所待機して状況把握ないしは連絡調整ということを実施する自衛官が所在するわけですので、それは武器の使用が認められる自衛官に含まれるものというふうに考えております。

○杉本委員 ちよつと質問の順番が前後するかもしれませんが、自己保存型の武器使用で、報道によると、小型重火器、無反動砲、俗にバズーカ砲と言われるようなものなんでしょうないですけれども、ここについても使用可能な範疇に入ってくる、あるいは、それを閣議決定する方向

にあるやに聞いておるんです。その辺の可能性、方向感について教えていただければと思います。

○若宮大臣政務官 お答え申し上げます。

現行の閣議決定は、在外邦人等の輸送の手段として航空機及び船舶を規定した現行法を前提とするものでありますことから、車両による陸上輸送を可能とする今般の改正案が成立した場合には、まずこれを見直すこととなります。

今先生御指摘されました小型重火器、無反動砲に關してでございますが、これは、使用する武器の種類を含めまして、当該閣議決定をどのように見直すかにつきまして、現在、政府部内で検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○杉本委員 次に、平成十一年五月二十八日の、法案が成立した後の閣議決定の方針五において、戦闘機は使用しないということを決めておられます。

これからまた先の予定を伺って恐縮なんですが、あえてきつと区分けをしていく必要があるという意味でお尋ねをするわけです。今次法改正後に、この車両という表現で戦車も想起できるので、戦車は使用しないということは当然そう考えられるわけなんですけれども、そういったことを決める予定があるかどうかを確認させていただきたいと思ひます。

○若宮大臣政務官 今般の法改正によりまして、陸上輸送を行うに際しまして使用する車両、これは、条文におきましては、輸送に適する車両というふうに限定されてございます。戦車といひますと、先生御存じのとおり、中には三名ほどしか乗れませんものから、余り輸送に適するとはちよつと思ひないかなと思つておりますが、これに該当しない戦車を使用するということは想定いたしてございません。

○杉本委員 御答弁ありがとうございます。

積極的平和外交という視点からも、我々は平和国家であるということを改めて認識していただくためにも確認させていただいた次第でございます。

す。

次に、実際にオペレーションに入つたときに輸送中の状況等を中間報告する必要があると思ひますけれども、この情報伝達あるいは指揮命令の実行の状況の確認、これは防衛大臣と外務大臣が当然共有されると思ひます。

その流れが、防衛省は防衛省で情報は流れてちゃんと報告が行つております、外務省は外務省で情報は流れてきつと行つておりますみたいな形なのか。本質的に、国が一つになつて邦人の身柄の安全輸送に当たるについて、情報の一本化、あるいは情報が二本あつてもいいんですが、正と副の役割分担とか。こういったところを、車両を使えるという以前の航空機であつたり船舶であつたりという従前からの問題でもあると思ひますけれども、この情報の一元管理というか掌握、分掌、このあたりについては今どんな形できつと整理しておられるか、教えていただきたいと思ひます。

○中島政府参考人 お答え申し上げます。

在外邦人等の輸送の実施に際しましては、防衛省と外務省を中心としたしまして、政府全体で緊密な連携を図りながら行うこととなります。

自衛隊の派遣部隊に対する指揮命令、これは防衛大臣の一元的な指揮のもとで行われますけれども、情報収集それから各種の連絡調整などの政府全体としての連携につきましては、およそ三つのレベルでお考えいただければというふうに思ひます。

本邦におきましては、政府の対策本部などを中心としたしまして、情報共有また各措置について協議、調整が行われることとなります。

それと現地の活動拠点でございすけれども、ここにおきましては、在外公館と派遣部隊の現地司令部、この両者が必要な連絡調整を行うこととなります。

あとは活動の現場ですが、この際、輸送対象者のスクリーニング、誘導、引き継ぎ、輸送への同行、こういったものにつきまして、在外公館職員

と派遣部隊の隊員が緊密に連携を図り、輸送の任務に対応するというところになるかと思ひます。

以上です。

○杉本委員 今るる伺つたんですけれども、ぴしつと一本、大丈夫ですよという感じが何となく理解できなかったもので、ひとつきつとお願ひしたいということを改めてお願いしておきます。

法案については以上で終わらせていただきますので、今、NSC法の審議もしていただいている中で、九大臣会合、現行も行われておりますけれども、先般、防衛大臣が、防衛秘密に指定した文書の廃棄問題について省内に御指示をされたというふうなことを伺つております。

この九大臣会合、現行です、議事録はどうやら作成してないやうなんですけれども、そこには内閣官房としての何らかのルールあるいは法的な縛りがあつて議事録等をつくつていないやに伺つておるんです。その根拠をちよつと改めて確認させていただきますか。

私ももの立場からすると、やはり国民の生命財産を守つていただくためにバランスのとれた御判断をいただきたいと思ひますが、一方で、大臣のやうなバランスのとれた方でない方が着任している状況で、どういふふうに決まつていったのか、後世の人が少なくとも知る必要があるのかなというふうにも感じますので、この点について改めて確認をさせていただきます。

○北崎政府参考人 お答えいたします。

今現在やつております安全保障会議におきましては、一つは審議内容が機微でありますこと、また一つは、関係閣僚の方の関連な意見交換を確保する必要があることなどから議事録は作成してない、御指摘の状況でございます。

ただし、安全保障会議の審議の概要は、事後の官房長官の会見におきまして可能な限り公表させていただいてきたところでございます。

以上であります。

○杉本委員 ルールはわかるんですけれども、その論理的な根拠というんですか、法的なのか、あ

るいは規則なのか、内閣によつての考え方のなか。何をもつて、議事録はつくらないで閣議な議論をするということが決まつているんでしょうか。

○北崎政府参考人 お答えいたします。

公文書につきましては取り扱いのガイドラインが政府の中で決まつておりまして、安保会議につきましては議事録というものがそれに該当してないという取り扱いになつておるところでございます。

○杉本委員 時間となりましたので、終了させていただきます。

○江渡委員長 次に、赤嶺政賢君。

○赤嶺委員 日本共産党の赤嶺政賢です。法案について質問をいたします。

六月四日の本委員会、自衛隊による在外邦人等の輸送の要件である派遣先国の同意に關して、派遣先国が国際的な武力紛争下にある場合に、武力紛争の相手国の同意も得る必要があると考えているのか、あるいは派遣先国が内戦下にある場合には、紛争当事者である反政府勢力の同意も得るのか、政府の見解をただしました。

法律の要件に關する政府の見解を聞いたわけですが、そのときには具体的な答弁はいただけませんでした。

防衛大臣に改めて、政府の見解をお示しいただきたいと思ひます。

○小野寺國務大臣 現行の自衛隊法八十四条の三において、自衛隊が他国の領域において在外邦人等の輸送を実施する際には、国際法上、派遣先国の同意が必要となります。

今般の改正案においても、自衛隊が他国の領土において車両を用いて在外邦人等の輸送を行う際には、航空機や船舶による場合と同様に、派遣先国の同意を得ることが活動の前提となります。

御指摘の状況がいかなる状況であるかにもよるので一概には申し上げられませんが、仮にそうした場合に、派遣先国政府から同意を得ていたとしても、輸送において予想される危険及びこれを避

けるための方策を考慮した上で、当該輸送を安全に実施することができると認められない場合であれば、当該国において在外邦人等の輸送を実施することは困難だと思っております。

このような状況で判断をしていきたいと思っております。

○赤嶺委員 在外邦人の輸送活動を陸上にまで広げるわけですが、相手国政府や反政府勢力の同意は、今回の法改正の中では要件とはされていないということですか。

○小野寺國務大臣 あくまでも派遣する相手国政府の同意というのが前提となります。

○赤嶺委員 法律上どうなっているのかということとを繰り返し聞いています。輸送を安全に実施することができると認められる場合というのは、これは別の要件なんですね。

私が繰り返し聞いていますのは、派遣先国の同意が、法律の要件としては文字どおり派遣先国の同意が必要なのであつて、そこはおっしゃるわけですが、相手国政府やあるいは反政府勢力の同意は要件ではない、このように理解してよろしいですか。

○小野寺國務大臣 あくまでも、要件としては、派遣先国の同意ということになります。

○赤嶺委員 法案は、相手国政府や反政府勢力の同意がない状況のもとで、自衛隊を外国の領土に派遣し、陸上輸送を実施するかどうか、この判断を防衛省や外務省の協議という形で政府に委ねる仕組みになっているということが問題であります。

何が起きるかといえば、相手国政府や反政府勢力の側からすれば、理由も判然としないまま第三国の軍隊が入り込んでくることとなります。自衛隊を派遣すること自体が敵対行為とみなされ、攻撃の対象となるおそれ否定できないのではありませんか。

〔委員長退席、左藤委員長代理着席〕

○小野寺國務大臣 あくまでも、私どもとしては、派遣先国の同意ということが前提ということ

になりますし、またさらに、輸送の安全というもう一つの私どもの考慮もありますので、そういう面については万全を期していきたいと思っております。

○赤嶺委員 外国軍隊による自国民保護のための輸送活動というのは、みずから紛争当事国になりかねない、極めて危険きわまりないものであります。派遣先国政府と紛争状態にある相手側からすれば、許可なく領土に入ってきた軍隊、武器の使用等で、たとえ自分の生命、安全の防護であっても、軍隊の応戦ということになりかねません。自衛隊自身が紛争当事者になることを恐れるものであります。今までは、イラク特措法やテロ特措法というのは、法律の要件として、これらのことがきちんと書かれておりました。

次に、陸上輸送を実施する自衛隊が携行する武器についてであります。

これまで、外国の空港や港湾に派遣される自衛隊が携行できる武器については、先ほども御説明がありましたが、九九年五月の閣議決定で、「拳銃、小銃又は機関銃に限る」とされてきました。

今回、陸上輸送を認めることにより、携行できる武器に変更はあるのか、対戦車、対車両用の火器の一つである無反動砲を追加するとも報じられておりますが、そういうことも検討しているのか、この点はいかがですか。

〔左藤委員長代理退席、委員長着席〕

○小野寺國務大臣 在外邦人輸送に際して自衛官が携行する武器の種類については、現在、閣議決定において、「拳銃、小銃又は機関銃に限るもの」となっております。

現行の閣議決定は、在外邦人等の輸送の手段として航空機及び船舶を想定した現行法に基づくものであるということでありまして、車両による陸上輸送を可能とする今般の改正案が成立した場合には、当該閣議決定を見直すこととなります。

なお、使用する武器の種類を含め、当該閣議決

定をどのように見直すかについては、現在、政府部内で検討を行っております。

○赤嶺委員 陸上輸送となると、いろいろ見直していかなければいけない分野が多々出てくる、こういうことだろうと思うんです。

それで、六月の委員会の質疑で、戦闘ヘリを派遣する可能性について、防衛省の運用企画局長は、ただいますぐに戦闘ヘリを海外に展開させて運用することまでは想定していない、このように答弁しておりました。想定していないだけであつて、法律上できないというわけではないわけですか。

そもそも、自衛隊法上、邦人輸送を実施する自衛隊が携行する武器に関する規定そのものがあります。そういう武器を携行する場合は、全て政府に白紙委任した状態になっているわけでありまして、翻つて、PKO法では、自衛隊が携行する武器は小型武器であることが法律で決められております。

陸上輸送を含めて邦人輸送を実施する自衛隊が携行する武器について、なぜ法律に明記しないのですか。

○小野寺國務大臣 あくまでも、今般の邦人輸送に関する法律のたてつけの中で現在私どもが審議をいただいておりますのは、陸上輸送という枠を広げていただきたいということでありまして、そして、これはあくまでも邦人の輸送ということ、邦人を輸送する中でしっかりと自衛隊に課せられた任務を果たすということでもあります。

その際に使用する武器の種類を含めて、この法案が成立後、閣議決定をどのような形で行うかということは、現在、政府部内で検討を行っております。

○赤嶺委員 邦人輸送の範囲ですと議論が進んできておりますけれども、先ほどの派遣先国の同意でも、海外に自衛隊を派遣するときには同意が法律の中できちんと要件となっている。今回の場合は手続の問題になっているわけですね。

しかも、今回の法律というのは、外国領土にま

で入っていつて陸上輸送を実施することを認めるものであります。しかし、派遣先国の同意は、この法案の中では明記されないままでありまして、これまでの自衛隊の海外派遣にかかわる法律では、外国の領域においては当該国の同意が要件であることが明記されてきました。テロ特措法でも、イラク特措法でもそうでした。在外邦人の輸送の場合にはなぜこれを明記しないのですか。

○小野寺國務大臣 今回の自衛隊法の審議をいただいておりますのは、従来の船舶、航空機による輸送に加えて陸上輸送ができるという内容でございます。

今回、私どもがその改正に必要な審議のお願いをしている内容については、先ほど来お話をいたしておりますが、使用する武器の種類を含め、法案成立後、閣議決定を見直していくということでもあります。

○赤嶺委員 自衛隊が外国領土に入り、これまで以上の武器の携行が認められる可能性があるにもかかわらず、そのことさえ明記されていない法律をそのまま認めることは、国会が国会の役割をみずから否定するものではないか、このように指摘せざるを得ません。

最後にもう一点伺いますが、防衛力の在り方検討に関する中間報告では、「国際平和協力活動を柔軟に実施するため、既存の拠点の活用も含め、海外における拠点の中長期的な在り方について検討を行う。」このようにしています。

これは具体的にどういうことを指しているのですか。既存の拠点とはこのことで、どういう活動のために活用することを考えているのか、この点を説明していただけますか。

○小野寺國務大臣 これは、御指摘ありますように、防衛力の在り方検討に関する中間報告を、現在委員長をされておりますが、江渡副大臣を中心にまとめたいただきました。

その中で、自衛隊のこれまでの活動経験に鑑みれば、今後の国際平和協力活動に関して、以下のような課題がある。今後ともアフリカなど遠隔地

での活動が想定され、迅速に現地に展開し、早期に活動を開始するため、輸送面を含めた体制整備に引き続き取り組む必要があるということ、また、長期にわたるPKO活動も想定される中、派遣部隊が活動を適切に継続し得るよう、後方補給、衛生、通信、情報収集といった面で体制整備に引き続き取り組む必要があるということであり

ます。  
こうした課題を踏まえ、国際平和協力活動を適切に実施するため、ジブチなど既存の拠点の活用も含め、海外拠点のあり方について検討していくことが必要と考えております。

○赤嶺委員 場所はまだ特定できるはずがないという御答弁かと思いましたが、ジブチと。森本元防衛大臣もおっしゃっておりますが、ジブチというのは、海賊対処のために建設した活動拠点であるわけですね。それを別の目的に使用すると。自衛隊の海外の活動を無制限に広げていくということになりませんか。最後にお答えをお願い

します。  
○小野寺国務大臣 この活動というのは、国際平和協力の一環として日本として行うべき活動だと思っております。積極的平和主義を含めたさまざまな支援をこれからしていくとする安倍内閣におきまして、私どもとしても、国際平和に積極的

に貢献する、その役割は重要だと思っております。

○赤嶺委員 終わります。

○江渡委員長 次に、玉城デニー君。

○玉城委員 生活の党の玉城デニーです。

自衛隊法の一部を改正する法律案について、ま

ず質問をさせていただきたいと思えます。

今回の改正案につきましては、さきの国会でも

さまざまな議論、意見がございました。

自衛隊による邦人輸送は、緊急事態において邦

人輸送を安全かつ実施可能な場合に行うこと、あ

るいは、自衛隊が他国の領土において車両等を用

いて在外邦人等の輸送を行う際には、航空機や船

十分な情報を得ることが前提となること、そして、武器使用についての権限は、その職務を行うに伴い、自己の管理のもとに入った者の生命等の防護のため、やむを得ない場合等に限られるというところで確認をしたいと思えます。大臣、それ

よろしいでしょうか。  
○小野寺国務大臣 今回の改正法の意義でありま

すが、今委員がおっしゃったように、本年一月に

発生したアルジェリア邦人に対するテロ事案を受

けさまざまな検討が行われました。

改正内容の四点について、概要を説明させてい

ただきます。

一点は、自衛隊が在外邦人等の輸送を行う際の

要件である輸送の安全についての規定を、予想さ

れる危険を回避し、輸送を安全に実施できるとき

と改めて、その目的をより明確に表現したという

こと。

二番目は、輸送対象者の範囲を拡大し、政府職

員や医師、企業関係者、家族などを輸送できるよ

うにすること。

三点目は、自衛隊が用いる輸送手段として、現

行の航空機、船舶のほかに車両を加えるというこ

と。

そして、四点目は、以上の改正に伴い、武器使

用に係る規定につきまして、防護対象者を拡大

し、武器使用できる場所を追加すること。

ただし、武器使用権限は自己保存型のままという

ことであります。

○玉城委員 では、大臣、これは通告にはないん

ですが、今回本法案が改正されることは、企業が

諸外国で活動しているということを考えますと、

やはり自衛隊による責任も同時に伴う。言いかえ

ると、国益にかなうために活動している企業の活

動をサポートする国全体の方向性、姿勢になると

いうふうに思いますが、大臣の考えをお聞かせく

ださい。

○小野寺国務大臣 自衛隊に与えられた役割とい

うのは、あくまでも陸上輸送も今回の邦人輸送の

今回の中で、輸送の範囲を企業関係者、家族な

どというのは、実際、あのアルジェリア事案の場

合に、当然、企業が何らかのテロ事案に遭つたと

き、その企業の関係者が現地に赴くということ

は重要だと思えます。また、御家族も現地に行き

たい場合、あくまでも安全が確保されている

場合であります。従来の場合には企業関係者あ

るいは家族の方を含めた、例えば航空機の輸送とい

うのもなかなかできなかったことに關して、今回

はそれができるということになりました。

○玉城委員 ありがとうございます。

前に委員会でもそのような質問をさせていただ

きましたが、あえて重ねて確認をさせていただ

きました。

しかし、私は、海外における自衛隊の活動に關

しては、やはりこのようなさまざまな議論を重ね

て、抑制的でなければならぬというその方針は

確認をしておかなければいけないのではないかと

思います。

といいますのは、国際協調主義による積極的平

和主義という言葉が、最近、安倍政権の中で特に

よく上がつてきます。積極的平和主義。この積極

的平和主義を、従来の日本の国益にかなう以外の

間違った方向に絶対に進めてはいけない。自衛隊

をその方向に向かわせてはいけないということ

は、これは最大限確認をしておかなければいな

いことではないかなというふうに思います。

大臣、その点について、見解を一言お願いします。

○小野寺国務大臣 考え方としては、政府全体と

して進めることでありますが、もちろん、私ども

実力組織を預かる防衛省としましては、自衛隊と

しまして、このような問題については、より慎重

に、しっかりとした体制をとることが大切だと思

し聞かせていただきたいと思います。  
自衛隊は、離島における展開作戦や、災害時における機動的な活動等を目的として、平成二十五年

度から垂直離着陸機の導入に向けた調査を行うという費用を計上し、次二十六年度もさらに増額

して計上を要求する方向であるというふうに承知

しております。

二十五年、二十六年度のそれぞれの計上額を

お示しください。

○徳地政府参考人 お答えいたします。

二十五年の調査事業につきましては約八百万

万。それから、二十六年、今現在概算要求して

おりますのは約一億でございます。

○玉城委員 やはり一億円の調査費用という、

かなり本格的な予算で組んでいるなというふうに

私は思います。そして、二十七年にも導入しよ

うと中期防に書き込んでいくというふうな報道も

あるんです。

ここでこういう報道があります。アメリカの海

兵隊の垂直離着陸輸送機MV22オスプレイの任務

遂行率、稼働率に関する報告をアメリカ国防総省

監査室がまとめていると、今月二十七日に報道さ

れております。

これは、これまでの海兵隊の垂直離着陸輸送機

MV22オスプレイの任務遂行率、稼働率に関する

記録が不適切で、海兵隊がこれまで示してきた

データを信頼できないと結論づけているんですね。

簡単に言うと、機体の整備が不十分なまま配

備された可能性なども指摘しているということな

んですが、このことについては情報を持ち合わせ

ておりますでしょうか。

○小野寺国務大臣 御指摘のような内容が記載さ

れております国防総省内部監査報告書の要旨につ

いては、国防総省のウェブサイトに掲載されてお

り、承知しております。

この報告書において、普天間飛行場に配備され

合同委員会合意で確認をされており、当該合意が遵守され、安全が最大限配慮されるよう、日米両国は協力していくことが共通の認識となっております。

なお、国防総省のウェブサイトに公表されております国防総省内部監査報告書の内容、要旨につきましましては、現在、米国政府に確認をしております。

○玉城委員 こういうふうな情報を私がなぜ話をさせていたのかというと、監査の対象期間、二〇〇八年十月から一一年九月までの三年間、オスブレイの稼働率の算出根拠となる目録と作業記録を向こうで照合したわけですね。その結果、機体の現状が不適切に輸入されていたと認められたのが二百回のうち百六十七回、九百七回のうち百十二回は整備が不十分であるということが納得できないということになったわけです。

今大臣がおっしゃったように、この調査対象期間のオスブレイはアフガニスタンやイラクなどに配備されていたということで、この不備のあった機体がどこに行っていたのかということまでは報告はされていないのでございます。

しかし、米国防総省のギルモア実用試験評価本部長が二〇〇九年五月から九月に行った試験の評価結果をまとめた報告書では、オスブレイの戦闘作戦参加の信頼性を示す任務遂行率は、必要基準八二%を下回る五七%で、部品の欠陥や供給不足などが指摘されていたと。

半分はオスブレイは飛んでいないということになるわけですね。あるいは、飛んでいないはずなのに飛んでいる。監査をした結果、そういう数字になっています。これは納得できない。

さて、先ほど、防衛省は垂直離着陸機の調査に関して予算を計上しているということですが、アメリカ海兵隊は軍隊ですから、戦闘作戦参加の信頼性を示すのは任務遂行率というふうになっています。自衛隊の場合には、この任務遂行率というのをどういうふうにあらわしていますでしょうか。確認をしておきたいと思います。

○吉田政府参考人 お答え申し上げます。

国防総省内部監査報告書に記述されました任務遂行率の定義は必ずしも明らかにされてございませんけれども、米国防省が発行しております軍事関連用語辞典を参考といたしますと、任務遂行率は、特定の航空機について、付与された任務の全てもしくは一部を遂行できる機数を分子といたしまして、在籍機数を分母といたしました比率であらわしていると考えられます。

自衛隊におきましても、運用能力を評価するため、米国とはほぼ同様に、ある時点またはある期間において使用可能な状態なものをその在籍数で割ったものを稼働率というように考え、こういったものを指標としておるところでございます。

○玉城委員 このような安全保障に関する情報については、国民からの信頼に応えるためにも公表すべき情報として捉えておくべきではないかというふうに私は思っています。

なぜなら、現在、沖縄県でオスブレイが運用されています。海兵隊によつて。しかし、その運用されている事実そのものも、日米で合意、確認されている件について、違反であるということでは昨年沖縄県から三百八十八件について国の回答を求められています。そして、ことし十月一日から十五日までに、十二市町村から沖縄県に百二件、オスブレイの目視報告が上がつてきておりまして、そのうち七十九件が、可能な限り人口密集地を避けることの合意の違反であると。

つまり、住宅密集地の上空を飛んでいるということ、あるいは住宅地上空ではヘリモードで飛行することを避けるとか、あるいは運用上必要な場合を除き夜間の飛行訓練を避けるなど、決められていることが守られていない上に、オスブレイの整備が不十分であるというアメリカ側の監査報告の内容を見ると、国の安全保障上、これからこういうこともしっかりと調査をして、既に発生しているこのような合意違反についての調査報告等も含めて、国民、県民の生命及び生活や財産等にいかなる影響も与えないという姿勢を持って、原因を追求し、経緯、経過の確認、並びにその結果については隠匿せずしっかりと公表すべきであるというふうに思いますが、大臣、その点はいかがお考えでしょうか。

○小野寺国務大臣 防衛省としましては、昨年十月にオスブレイが普天間飛行場に配備されて以来、沖縄防衛局が目視や撮影などでオスブレイの飛行状況の把握に努めております。その中で、今御指摘のあった報道を私も見ております。今後、沖縄県からも、このようなことについて、私どもの方に、さまざま要請なり回答を求める内容が来るんだと思います。

私どもとしましては、現在私どもが調査している内容も含めて、これからの誠意を持ってお答えをさせていただきたい、そのように思っております。

○玉城委員 ありがとうございます。

今、NSCの特別委員会では、情報の管理などについて非常に厳しい議論が行われている真つ最中でもあります。ですが、国家の安全保障ということを考えて、そこに、国民が知るべき、あるいは国民に開示するべき情報までもが開示されず隠蔽されたまま、秘匿されたままになってしまふことになっては、国民自身の安全保障に対する考え方というものを醸成することは不可能だと思うんですね。

ですから、あるべき情報はしっかりと提示をし、そのために防衛省や国がどのような努力を行っているかということも、私は真摯に情報開示していくべきであるというふうに思います。

きょうは、大臣には、通告していない部分まで答えていただき感謝しておりますが、これからもしっかりと、自衛隊の活動が間違つた方向に行かないために、抑制的に、平和的な、調和的な、私はあえて調和的と言いたんですが、各国と調和した世界の平和と外交に資するべき体制をとっていただきたいというふうにお願ひいたしまして、質問を終わります。

○江渡委員長 次に、照屋寛徳君。

○照屋委員 社民党の照屋寛徳です。

去る十月八日から十八日までの間、滋賀県の陸上自衛隊饗庭野演習場で日米共同訓練が実施され、同月十六日には普天間飛行場所属のオスブレイ二機が使用されました。

小野寺大臣にお伺いします。

今回の日米共同訓練の結果を受けて、防衛省が、オスブレイの安全性が示された、あるいは沖縄の基地負担軽減に資するものとする根拠をお聞かせください。

○武田副大臣 照屋先生、大臣への御質問でしたけれども、当日、国会の都合で、大臣のかわりに不肖私が饗庭野の演習場に行つてまいりましたので、ちよつと状況を御説明させていただきたいと思ひます。

伊豆大島でも大変な被害が出ましたが、台風二十六号の影響を受けた、非常に天候としては悪い状況の中で訓練が行われました。米海兵隊ウィスラー司令官御自身がオスブレイに乗り込まれて演習に参加されたわけでありましてけれども、その悪天候の中にもかかわらず、飛行の安定性、そして降着時にも極めて安定した降着、そうしたことを我々は確認できたわけでありまして。これはやはり、抑止力等に資するということとはもとより、何と申しましても、災害時、厳しい天候の状況の中においても人命救助等にこの能力が十分に発揮できるということをお聞かせ願ひいたします。

あわせて、御当地には大変お世話になりましたけれども、嘉田県知事、そして福井市長等も、その能力の高さ、安全性というものを高く評価されておつたということをお伝え申し上げたいと思ひます。

○小野寺国務大臣 このように、今訓練に二機のMV22が使用されました。本土におけるこのような訓練は、これが一番初めということになります。私は、沖縄の負担軽減の第一歩になるように、これからも、本土での訓

練についてさまざまな計画し、また、地元自治体の御協力を得るよう努力していきたいと思っております。

○照屋委員 私は、沖縄に住む者として、わずか一日、しかも数時間の、たった二機を使った訓練で沖縄の負担軽減になるとはちっとも思っていない。県民もそう思っているだろうと思います。

さて、きのうから沖縄で騒然となっている問題があります。

米空軍嘉手納基地で、駐機場を拡張し、シミュレーターや格納庫などを増設する第三五三特殊作戦群エリア開発事業の計画があることが、昨日の地元二紙の報道で明らかになりました。

当該事業計画を防衛省は把握しておりますか。事業の内容と事実関係について伺います。

○山内政府参考人 委員のお尋ねにお答え申し上げます。

沖縄防衛局から米側に確認したところ、現在、第三五三特殊作戦群の区域には、開発事業として承認されている建設工事はないという旨の回答がありました。

あわせて、米側からは、第三五三特殊作戦群の施設は老朽化しており、将来、開発計画を検討するための情報収集が必要であり、その一環として文化財調査を予定しているとの説明があったところでございます。

いずれにいたしましても、本件開発事業の詳細につきましては引き続き米側へ照会しているところであり、情報提供が得られれば、関係自治体へお知らせするとともに、必要に応じ米側とも協議をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○照屋委員 沖縄タイムスが報道して明らかにあります二〇一〇年作成の米軍資料、空軍特殊作戦に関する配備計画によりますと、嘉手納基地の第三五三特殊作戦群に、二〇一四年十月以降、C V22オスプレイ九機が配備されるとなっております。

第三五三特殊作戦群エリア開発事業で嘉手納基地の機能を強化するのは、M C 130特殊作戦機にかわって、空軍仕様のC V22オスプレイを配備するためではありませんか。

○秋葉政府参考人 お答えいたします。

C V22オスプレイにつきましては、米側からは我が国に配備するとの通報はなく、日本政府としては承知しておりません。

また、御指摘の嘉手納飛行場に係る報道を受けてまして改めて米側に確認いたしました。米国防府としては、我が国におけるC V22オスプレイの配備につきましては、いかなる決定も行っていないとの説明を受けております。

○照屋委員 非常に良心的な大臣に申し上げます。私は非常に信頼しているんだ。だから言いたい。

C V22オスプレイは、第三五三特殊作戦群に属することになっているんですよ。それを知らない知らないという外務省や防衛省が言ったら、もう沖縄県民は怒りますよ。それから、普天間に配備されたM V22オスプレイ、これにもシミュレーターが付随したんだ。今度は嘉手納にも格納庫やシミュレーターをつくと米軍は既に言っているんじゃないですか。そのための文化財発掘作業に立ち会えと言っている。しかも、急いでいるから金は米軍が出すと言っている。

この現場は、国道五十八号線に面して、住宅街までわずか四百メートルの距離なんです。私はフエンスから約四、五キロのうるま市に住んでいます。今でも殺人的な爆音がすごいです。

今、嘉手納町長を含めて嘉手納町の人みんなが、この第三五三特殊作戦群エリア開発事業に注目し、心配をしているんです。地元二紙もきょうの社説で取り上げて、計画の図面も示して報道しているのに、外務省や防衛省は、アメリカから連絡はありません、聞いておりません。普天間も、そう言いながら、既に二十四機も配備されたでしょう。

どうかお願いですから、防衛大臣、そして外務

省も、この百四十万県民の思いを、恐怖をぜひ取り除いてくださるよう意見述べて、質問を終わります。

○江渡委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○江渡委員長 これより討論に入ります。討論の申し出がありますので、順次これを許します。笹川博義君。

○笹川委員 自由民主党の笹川博義です。

私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました内閣提出の自衛隊法の一部を改正する法律案について、賛成の立場から討論を行います。

委員各位を初め、皆様には記憶にとどめておられると思いますが、本年一月に在アルジェリア邦人に対するテロ事件が発生し、九人ものとうとう命が犠牲となりました。改めて、犠牲になられた方々の御冥福を心より祈り申し上げます。

この事件は、我々に、海外でのテロ等の緊急事態は日本人にとって対岸の火事ではないという教訓をとうとう犠牲の上に残しました。在外邦人の保護及び在外日本企業の安全確保のなご一層の充実強化は急務であり、政治の重い責任であると思えます。

また、この事件を契機に、自衛隊において、在外邦人等の輸送の任務につく際に、派遣先国におけるさまざまな輸送ニーズに対応できるようにすることの必要性を説く声が広がりました。

今日までの議論を踏まえれば、自衛隊が在外邦人等の輸送を行う際の対象者の範囲を拡大し、自衛隊が用いる輸送手段に車両を追加し、外国におけるさまざまな緊急事態に自衛隊がより柔軟に対応できるようにすることは、まさに必要不可欠なことであると思います。それに伴い、武器使用に係る規定につき必要な改正を行うことも適切なものと考えます。

第二に、自衛隊が在外邦人等の輸送を行う際の輸送の安全に係る規定について、その本来の趣旨

をより明確かつ簡潔に示す表現に改める必要があります。現行規定については、これまで、あたかも民間機による輸送も可能な程度に安全な場合にしか自衛隊を派遣できないとの意味に解されることがありましたが、本法案により、そのような誤解を招かない表現へと改められます。この点についても評価すべきであると考えます。

重ねて申し上げますが、海外における邦人を対象としたテロ事件はいつでも起こり得る喫緊の課題であり、本法案に含まれる各改正の内容は、速やかに審議を行い、迅速な成立を図るべきであります。

以上、自衛隊法の一部を改正する法律案について賛成することを表明して、自由民主党を代表しての私の賛成討論といたします。

ありがとうございます。(拍手)

○江渡委員長 次に、赤嶺政賢君。

○赤嶺委員 私は、日本共産党を代表し、自衛隊法一部改正案に反対の討論を行います。

本法案は、海外における地域紛争、内戦、内乱を含む緊急事態に際して、邦人輸送のためとして派遣された自衛隊の活動場所を従来の空港、港湾から外国領土にまで広げ、輸送手段に車両を加え、さらに武器使用の防護対象者と使用場所を拡大するものです。

政府は、派遣先国の同意を得て安全に実施できることが前提だと言いますが、国家間の地域紛争や内戦、内乱下において、相手国政府や反政府勢力の同意が要件とされているわけではありません。そのような状況のもとで、第三国の軍隊が外国領土にまで足を踏み入れることになれば、それ自体が敵対行為とみなされ、攻撃対象とされる危険は重大であります。自衛隊自身が紛争当事者になりかねず、かえって邦人を危険にさらす陸上輸送は断じて認められません。

しかも、重大なことは、今回、自衛隊の活動場所を外国領土に拡大するにもかかわらず、派遣先国の同意も、携行する武器も法律に明記せず、全て政府に白紙委任されていることであります。こ

これは国会の役割と責任を否定するものと厳しく指摘しなければなりません。

在外邦人の保護については、在留外国人の安全確保に対する責任を各国政府が果たすことが基本であり、万一、邦人を退避させる必要が生じた場合には、民間の航空機や船舶、車両の借り上げで対処すべきです。

以上、自衛隊の海外活動と武器使用権限を拡大する本法案は断じて容認できないことを強調し、討論を終わります。(拍手)

○江渡委員長 これにて討論は終局いたしました。

○江渡委員長 これより採決に入ります。

第百八十三回国会、内閣提出、自衛隊法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○江渡委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○江渡委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、中山泰秀君外五名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、日本維新の会、公明党、みんなの党及び生活の党の六派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。中丸啓君。

○中丸委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

自衛隊法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺漏なきを期すべきである。

一 自衛隊が既に活動を実施している地域以外

の地域において、車両により在外邦人等の輸送を実施する場合には、当該輸送に係る情報収集や現地当局との緊密な連携等に一層配慮し、当該輸送を安全に実施することに遺漏なきを期すること。

二 在外邦人の保護に係る政府全体の情報収集及び危機管理に関する態勢の強化に努めること。

三 陸上輸送を含めた在外邦人等の輸送の実施に際しては、自衛隊による輸送にこだわることなく、政府として取り得る手段の中から状況に応じ最も適切と考えられる手段を用いて、当該邦人等の安全確保に努めること。

四 海外で活動する自衛隊の適切な武器使用の在り方については、引き続き検討を行うこと。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○江渡委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○江渡委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、防衛大臣から発言を求められておりますので、これを許します。小野寺防衛大臣。

○小野寺国務大臣 ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたし、努力してまいります。ありがとうございます。

○江渡委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○江渡委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時十一分散会

自衛隊法の一部を改正する法律案

自衛隊法の一部を改正する法律

自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第八十四条の三第一項中「の安全」を「において予想される危険及びこれを避けるための方策」に、「これが確保されている」を「当該輸送を安全に実施することができ」に、「又は身体

の保護を要する外国人」を「若しくは身体

の保護を要する外国人」に改め、「依頼された者」の下に、「当該外国人との連絡調整その他の当該輸送の実施に伴い必要となる措置をとらせるため当該輸送の職務に従事する自衛官に同行させる必要があると認められる者又は当該邦人若しくは当該外国人の家族その他の関係者で当該邦人若しくは当該外国人に早期に面会させ、若しくは同行させることが適当であると認められる者」を加え、同条に次の一項を加える。

3 第一項の輸送は、前項に規定する航空機又は船舶のほか、特に必要があると認められるときは、当該輸送に適する車両(当該輸送のために借り受けて使用するものを含む。第九十四条の五において同じ。)により行うことができる。

第九十四条の五中「に規定する外国」の規定により外国の領域に、「若しくは船舶」を、「船舶若しくは車両」に、「又はその保護」を、「輸送対象者(当該自衛官の管理)に、「若しくは外国人」を「又は同項後段の規定により同乗させる者をいう。以下この条において同じ。」を「に改め、「経

路」の下に、「輸送対象者が当該航空機、船舶若しくは車両に乗り込むために待機している場所又は輸送経路の状況の確認その他の当該車両の所在する場所を離れて行う当該車両による輸送の実施に必要な業務が行われる場所」を加え、「当該邦人若しくは外国人」を「輸送対象者その他その職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(自衛隊法等の一部を改正する法律の一部改正)

2 自衛隊法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち自衛隊法第三十三条の改正規定中「第三十三條中」の下に「防衛大学の」を削り、「の教育訓練を受けている者をいう。」、防衛医科大学の学生(同法)を「又はに改め、」を加え、「加える」を「加え、」、生徒」を「第九十八条第一項を除き、以下同じ。」、生徒」に改める。同改正規定の次に次のように加える。

第四十八条第一項中「防衛省設置法第十五条第一項の教育訓練若しくは同法第十六条第一項の教育訓練を受けている者」以下この条、第五十条、第五十一条の二、第五十八条第二項、第九十六条第一項及び第九十九条第一項において「学生」という。を「生徒」に改める。

附則第一条第三号中「第三十三條の改正規定」の下に、「同法第四十八条第一項の改正規定」を加え、同条第六号を削る。

附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

理由

外国における緊急事態に際して防衛大臣が行う在外邦人等の輸送について、当該輸送に際して同

乗させることができる者の範囲を拡大し、及び当該輸送の手段として車両を加えるとともに、外国の領域において当該輸送の職務に従事する自衛官が、その職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者の生命等の防護のためやむを得ない場合に武器を使用することができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。





平成二十五年十一月二十五日印刷

平成二十五年十一月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D